

# 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

## 1 障害者自立支援法等の見直しの経緯

「障害者自立支援法」は、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、平成 18 年 4 月に一部施行、同年 10 月に全面施行された。

しかしながら、「利用者への応益負担の導入」や「事業者への報酬の日額払い方式の導入」など、制度の大幅な見直しが行われたことから、法施行後も、利用者や事業者、関係団体等から様々な問題点や課題が指摘されてきた。

そこで、国は、平成 20 年度までの特別対策として「利用者負担の軽減」、「事業者に対する激変緩和措置」、「新法への移行等のための緊急的な経過措置」を実施することとした。(平成 18 年 12 月発表)

利用者や事業者からは、特別対策後(平成 21 年度以降)の対応を不安視する声があり、また、「応益負担の撤回」や「報酬の増」を求める声もあった。

与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームは、平成 19 年 12 月に「障害者自立支援法の抜本の見直し(報告書)」をとりまとめ、「法施行後 3 年の見直しの方向性」や「緊急措置の実施」について、政府に申し入れを行った。

これを受けて、国は、「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」として、「利用者負担の更なる軽減」、「事業者の経営基盤の強化」、「グループホーム等の整備促進」を平成 20 年度から実施することとした。(平成 19 年 12 月発表)

このような状況の中、平成 20 年 4 月より、社会保障審議会障害者部会において、法施行後 3 年の見直しの検討が行われ、全国知事会や障害者団体など様々な関係者の意見を踏まえて、施策全般にわたり見直すべき事項、今後更に検討していくべき事項について昨年 12 月に報告書としてとりまとめられた。

また、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームにおいて、昨年 12 月から障害者自立支援法等の抜本の見直しについて検討が行われ、平成 21 年 2 月 12 日に「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」をまとめた。

国は、基本方針等の内容を踏まえた見直しを行い、3 月 31 日に「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会へ提出した。

## 2 障害者自立支援法等の改正案の内容

項 目	法 律 案 の 概 要	施 行 日
利用者負担の見直し	法律上も負担能力に応じた負担(応能負担)が原則であることを明確化する。 利用者負担の軽減策である「高額障害福祉サービス費」に、補装具の利用者負担も合算することとして利用者負担の軽減を図る。 高額障害福祉サービス費とは、世帯における利用者負担を所得に応じて一定額以下とする軽減策である。	公布日から1年6月以内で政令で定める日
障害者の範囲の見直し	発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示する。 高次脳機能障害者が対象になることについては、通知等で明確にする。	公布日
障害程度区分の名称・定義の見直し	「障害程度区分」の名称を「障害支援区分」に見直すとともに、定義も「障害者等の心身の状態を総合的に示す」から「標準的な支援の度合を総合的に示す」に見直す。 障害程度区分そのものについても、各障害の特性を踏まえて抜本的に見直す。	平成24年4月1日
相談支援の充実	総合的な相談支援を行う「基幹相談支援センター」及び地域における障害者等の支援体制の整備を推進する「自立支援協議会」について、法律上に根拠を設ける。 支給決定の前にサービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするとともに、サービス利用計画作成対象者を大幅に拡大する。	平成24年4月1日 (ただし、自立支援協議会については、公布日から1年6月以内で政令で定める日)
障害児支援の強化	重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別に分かれている障害児施設(入所・通所)を一元化する。 通所サービスの実施主体を、在宅サービスと同様に都道府県から市町村とする。(入所サービスの実施主体は引き続き都道府県) 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス事業」を創設する。	平成24年4月1日
地域生活の基盤整備	グループホーム・ケアホームの利用に伴い必要となる費用を助成する。	公布日から1年6月以内で政令で定める日
移動支援の個別給付化	重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。 現行は、地域生活支援事業の中の一つの事業で、市町村の任意事業とされている。	
業務管理体制の整備	障害福祉サービス事業の運営をより適正化するため、事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等の規定を整備する。	
精神保健福祉施策の見直し	精神障害者の地域生活への移行、地域生活の支援の推進のため、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」及び「精神保健福祉士法」を改正する。	